

第47号議案

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例の制定について

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市保健福祉センターを設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例

(設置)

第1条 市民の福祉の向上及び健康の保持増進並びに歯科医療事業の充実を図るとともに、地域福祉活動を推進するため、芦屋市保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、芦屋市呉川町14番9号に置く。

(施設)

第3条 センターに次の施設を置く。

- (1) 芦屋市福祉センター
- (2) 芦屋市保健センター
- (3) 芦屋市歯科センター

(施設の管理)

第4条 前条の施設の管理については、次に掲げる条例の定めるところによる。

- (1) 芦屋市福祉センター 芦屋市福祉センターの管理に関する条例（平成22年芦屋市条例第 号）
- (2) 芦屋市保健センター 芦屋市保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）
- (3) 芦屋市歯科センター 芦屋市歯科センターの管理に関する条例（平成22年芦屋市条例第 号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月20日から施行する。ただし、第3条第3号及び第4条第3号の規定は、平成22年8月1日から施行する。

(芦屋市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 芦屋市立福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年芦屋市条例第29号)は、廃止する。

(芦屋市民センター運営条例の一部改正)

- 3 芦屋市民センター運営条例（昭和50年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 削除

(芦屋市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 芦屋市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置及び管理」を「管理」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、芦屋市保健センター（以下「保健センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「第1条の目的を達成するため、次の」を「次に掲げる」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(使用の制限)

第6条 市長は、保健センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、保健センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。

## 参 照

### 芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例要綱

#### 1 制定の趣旨

芦屋市保健福祉センターを設置するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 制定の内容

##### (1) 設置（第1条関係）

市民の福祉の向上及び健康の保持増進並びに歯科医療事業の充実を図るとともに、地域福祉活動を推進するため、芦屋市保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

##### (2) 位置（第2条関係）

センターは、芦屋市呉川町14番9号に置く。

##### (3) 施設（第3条及び第4条関係）

センターに次の施設を置き、その管理については、それぞれ次に掲げる条例の定めるところによる。

ア 芦屋市福祉センター 芦屋市福祉センターの管理に関する条例

イ 芦屋市保健センター 芦屋市保健センターの管理に関する条例

ウ 芦屋市歯科センター 芦屋市歯科センターの管理に関する条例

#### 3 施行期日等

(1) 平成22年7月20日。ただし、2(3)ウは、平成22年8月1日

(2) 芦屋市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止

芦屋市立福祉会館の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

(3) 芦屋市民センター運営条例の一部改正

芦屋市民センター運営条例から芦屋市立福祉会館の規定を削除する。

(4) 芦屋市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 題名を「芦屋市保健センターの管理に関する条例」に改める。

イ 設置の場所に係る規定を削除する。

ウ 使用の制限の規定を追加する。

エ その他関係条文を整理する。